

同一労働同一賃金について

パートタイム・有期雇用労働法が施行され、大企業では令和2年4月から適用が始まり、中小企業にも令和3年4月から適用されます。妥当な説明ができない待遇差があれば、見直す必要があります。今回は、厚生労働省が定めた「同一労働同一賃金ガイドライン」(以下、ガイドライン：<https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000469932.pdf>)をもとに、確認をしてみませんか。

●同一労働同一賃金で問われるもの

短時間・有期雇用労働者(パートや雇用期間の定めのある労働者)と通常の労働者(期間の定めのない労働契約を締結しているフルタイム労働者)との間にみられる待遇差が問題になります。その差が合理的なものであるか否かが問われます。短時間・有期雇用労働者にみられる不合理な待遇差は是正しなければなりません。

●不合理な待遇差とは

通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間に違いを設けている待遇について、その待遇の性質や待遇が設けられた目的を踏まえて、「職務の内容(業務の内容、責任の程度)」、「職務の内容・配置の変更の範囲」と「その他の事情^{*}」の3考慮要素の中のどれが理由であるかを判断し、「違いが不合理ではない」と説明できることが必要です。それができない場合は不合理な待遇差となります(表参考)。

*その他の事情とは、労働者があげてきた成果や蓄積した経験、あるいは合理的な労使の慣行、労使交渉の経緯などを個々の状況に合わせてその都度検討します。

表 通常の労働者には支給されているが、短時間・有期雇用労働者には支給されていない手当と待遇差の判断例

待遇差	性質・目的	3考慮要素	判断理由
役職手当	役職に就く者としての責任の重さを評価して支給	「職務の内容」が影響する	職務の内容が違うので役職手当をつけていない 【不合理ではない】
通勤手当	通勤に要する交通費を補填する目的で支給	「その他の事情」もなく、影響するものがない	適切な説明ができない 【不合理である】

待遇差が不合理か否かは、最終的には裁判で判断されますが、まずは事業主が法の趣旨に沿って判断することが必要です。

図のチェックリストで、待遇差について適切な説明ができるかどうか確認してみましょう。これらの待遇は、ガイドラインに原則となる考え方が示されているので参考にしてみてください。組織内で理由を明文化してみることも、論理を整理するために有用です。

●適切な説明

短時間・有期雇用労働者から説明を求められたら、その労働者と職務内容等が最も近い通常の労働者との待遇の違いとその理由を、事業主は説明する必要があります。もし、明快な説明ができない待遇を行っている事項があれば、その待遇は見直す必要があります。

待遇見直しなどで、不明な点や困りごとがございましたら、当センターまでお気軽にご相談ください。



高知県イメージキャラクター「くろしおくん」

図 通常の労働者と短時間・有期雇用労働者の待遇差チェックリスト

待遇差について明快な説明ができるものに✓を		↓	↓
待遇に違いがあるものに✓を		↓	↓
基本給	能力又は経験に応じて支給	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	業績又は成果に応じて支給	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	勤続年数に応じて支給	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
賞与	昇給	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	賞与	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
手当	役職手当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	特殊作業手当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	特殊勤務手当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	精皆勤手当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	時間外労働手当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	深夜労働手当、休日労働手当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	通勤手当、出張旅費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	食事手当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	単身赴任手当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	地域手当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
福利厚生	福利厚生施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	転勤者用社宅	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	慶弔休暇、健康診断に伴う勤務免除、受診時間に係る給与の保障	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	病気休暇	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他	法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇(慶弔休暇を除く)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	教育訓練	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	安全管理に関する措置及び給付	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます!

高知県医療勤務環境改善支援センター

(事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構)

TEL 088-822-9910

平日 8:30 ~ 17:15 まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyoukaizen>

E-mail kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp

勤務環境のことならお任せ

